

介保第 305 号
令和 2 年 3 月 9 日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）、及び「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）等で通知されている感染拡大防止のための取組の中でも、社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

各介護保険施設においては、別紙通知に記載の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会等の開催により、新型コロナウイルスの感染拡大に向けた取組方針について再検討等を直ちに実施していただきますようお願いいたします。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますようお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--